

青森県報

号外第九十号

平成十六年
十二月二十日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県都市公園規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) …… 一
- 青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 四
- 教育委員会

市町村の合併に伴う青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則…………… (職員福利課) …… 七

規 則

青森県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十八号

青森県都市公園規則の一部を改正する規則

青森県都市公園規則(昭和五十三年四月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の三条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示の場所)

第七条 条例第十二条第一項第一号の規則で定める場所は、当該都市公園の区域内とする。

(保管工作物等一覽簿の閲覧場所)

第八条 条例第十二条第二項の規則で定める場所は、青森県県土整備部都市計画課とする。

(保管工作物等一覽簿及び受領書の様式)

第九条 条例第十二条第二項の保管工作物等一覽簿の様式は、第三号様式による。

2 条例第十五条の受領書の様式は、第四号様式による。
第二号様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式 (第9条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理番号	保管した工作物等			放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備 考
	名称又は種	形 状	数 量					

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

第4号様式 (第9条関係)

受 領 書

年 月 日

青森県知事 殿

返還を受けた者 住所

氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名] 印

(電話番号)

下記のとおり工作物等 (現金) の返還を受けました。

記

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
	金 額	円

注1 金額の欄は、都市公園法第27条第6項の規定による売却代金の返還を受けた場合にその額を記入すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十九号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則（昭和五十一年五月青森県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二十五条第一項第四号」を「第三十一条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項第四号」を「第三十一条第一項第四号」に、「第十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「第十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第十六条とする。
第十四条中「第二十四条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第十三号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十号様式」を「第十二号様式」に、「第二十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項第四号」を「第二十九条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二十三条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第十一号様式」を「第十三号様式」に、「第十二号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第六号様式」を「第八号様式」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条第三項中「第二十一条第三項」を「第二十八条第三項」に、「第八号様式」を「第十号様式」に改め、同条第四項中「第二十一条第四項」を「第二十八条第四項」に、「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（保管物件一覽簿及び受領書の様式）

第十一条 条例第二十一条第二項の保管物件一覽簿の様式は、第六号様式による。

2 条例第二十五条の受領書の様式は、第七号様式による。

別表第二及び別表第三中「はり札」を「はり札等」に、「立看板」を「立看板等」に、「旗、のぼり」を「広告旗」に改める。

第十六号様式中「第16条」を「第17条」に、「第25条第1項第4号」を「第31条第1項第4号」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第十五号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に、「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十四号様式中「第15条」を「第16条」に、「第24条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第十三号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第13条第3項」を「第14条第3項」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十二号様式中「第12条」を「第13条」に、「第23条第2項」を「第29条第2項」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第十一号様式中「第12条」を「第13条」に、「第23条第2項」を「第29条第2項」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第十号様式中「第12条」を「第13条」に、「第23条第1項」を「第29条第1項」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第九号様式中「第12条」を「第12条」に、「第22条第4項」を「第28条第4項」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第八号様式中「第12条」を「第12条」に、「第22条第3項」を「第28条第3項」に改め、同様式を第十号様式とする。

第七号様式中「第12条」を「第12条」に、「第22条第2項」を「第28条第2項」に改め、同様式を第九号様式とする。

第六号様式中「第12条」を「第12条」に、「第22条第1項」を「第28条第1項」に改め、同様式を第八号様式とする。

第五号様式の次に次の二様式を加える。

第6号様式 (第11条関係)

		保管した広告物等		保管物件一覧簿	保管の場所	備考
整理番号	名称又は種類	数	量			
			枚、張、 m ² 個、基			
			枚、張、 m ² 個、基			
			枚、張、 m ² 個、基			
			枚、張、 m ² 個、基			
			枚、張、 m ² 個、基			

注1 該当する事項を で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第7号様式 (第11条関係)

受 領 書

年 月 日

青森県知事 殿

返還を受けた者 住所

氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

(電話番号)

次のとおり屋外広告物等 (現金) の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	m ² 、枚、個、 張、基
	金 額	円

注1 該当する事項を で囲むこと。

2 金額欄には、屋外広告物法第8条第3項の規定による売却代金の返還を受けた場合にその額を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

市町村の合併に伴う青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

市町村の合併に伴う青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表西北教育事務所の項中

五所川原市、 北津軽郡	五所川原市、 北津軽郡
----------------	----------------

を

五所川原市、 つがる市 北津軽郡、 西津軽郡	五所川原市、 つがる市
---------------------------------	----------------

に改める。

(青森県立学校学則の一部改正)

第二条 青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立木造高等学校の項中「西津軽郡木造町字日向」を「つがる市木造日向」に改め、同表稲垣分校の項中「西津軽郡稲垣村大字豊川」を「つがる市稲垣町豊川宮川」に改め、同表車力分校の項中「西津軽郡車力村大字豊富」を「つが

る市豊富町屏風山」に改め、同表青森県立三本木高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立十和田 西高等学校	十和田市大字沢田	全日制的課程	普通科 観光科	三年
------------------	----------	--------	------------	----

別表第一中

青森県立十和 田西高等学校	青森県立十和 湖町大字沢田	上北郡十和田 湖町大字沢田	全日制的課程	普通科 観光科	三年
青森県立六戸 高等学校	青森県立六戸 大字犬落瀬	上北郡六戸町 大字犬落瀬	全日制的課程	普通科	三年

を

青森県立六戸 高等学校	上北郡六戸町 大字犬落瀬	全日制的課程	普通科	三年
----------------	-----------------	--------	-----	----

に改める。

別表第三青森県立森田養護学校の項中「西津軽郡森田村大字床舞」を「つがる市森田町床舞鶴喰」に改める。

(青森県立聾学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第三条 青森県立聾学校の通学区域に関する規則(昭和四十二年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表弘前学区の項中「五所川原市」の下に「つがる市」を加え、同表八戸学区の項中「十和田町」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年二月十一日から施行する。ただし、第二条中別表第一青森県立十和田西高等学校の項の改正規定及び第三条中別表八戸学区の項の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭